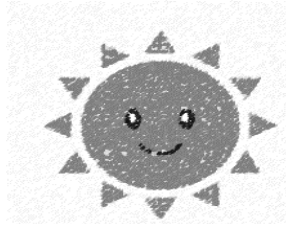


1 見守り活動

ア. 毎月定期的に訪問する友達訪問活動

活動者1人につき
年間 3,000 円



参考
例

- ・2人1組で要援護者宅を月1回訪問。
- ・誕生日に花を贈る。
- ・毎月、ティッシュ等をもって要援護者宅を訪問。
- ・町の広報や町内会報等を届けながら安否確認をする。

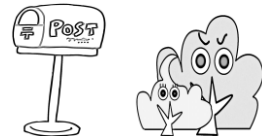


イ. ひとり暮らしの高齢者の安否確認運動

年間一律 10,000 円

参考
例

- ・隣近所の方が、新聞受けの状態、照明の消灯等の確認をしながら異変を発見する。
- ・顔を合わせた時に困りごとを聴くようにしている。



2 交流活動

ア. 高齢者の方々との会食会の開催

1回につき 2,000 円



参考
例

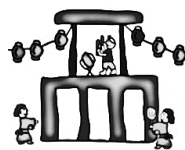
- ・古希や喜寿、米寿等の要援護者を招待してお祝いをする。
- ・要援護者のお宅に集まって話を聴きながら交流を深める。

イ. 高齢者と子供の集いの開催

1回につき 5,000 円

参考
例

- ・町内会行事等で大人も子供も参加する花見や盆踊りを実施。
- ・昔の遊びで一緒に教えながら交流する。
- ・大人も子供も参加するもちつき大会を実施。



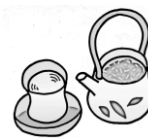
ウ. ふれあいサロン

年間一律 10,000 円



参考
例

- ・町内会館等に保健師さんに来てもらい血圧測定をして、健康の話を聴きながら、お茶を飲んで交流する。
- ・簡単な料理教室を開催。
- ・ひとり暮らしの高齢者の方々との茶話会を開催。
- ・要援護者のお宅に集まって話を聞きながら交流を深める。



※月1回以上定期的に開催している団体に限り、クリスマス会や誕生会のイベント等で食事を伴う場合は、同日の会食会分を別途加算できますので、ご相談のうえ申請して下さい。

3 福祉活動

要援護者1世帯対応につき
年間一律 1シーズン 15,000 円



ア. ひとり暮らしの高齢者等宅の除雪活動

- ・玄関先から公道までの除排雪(避難路確保)。
- ・活動者がいないので近くの障がい者グループホームにお願いした。

参考
例

イ. 入浴・外出支援

年間一律 10,000 円



参考
例

- ・要援護者を温泉に連れて行ったり、季節ごとに景勝地へ出かける。
- ・いつもの会館等から離れたところで、花見や茶話会を開く。

4 健康づくり活動

ア. 地域での軽スポーツの実施

1回につき 2,000 円～但し、種目に関係なく
年間 48,000 円を上限とする(年間 24 回迄)



参考
例

- ・パークゴルフ、卓球、ゲートボール、ヨガ、ウォーキング、ふまねっと、スカットボール等、その他健康増進に資する運動(活動)をする。



5 介護実習活動

ア. 介護教室の開催

1回につき 3,000 円

参考
例

- ・講師を招いて車イスの使い方を習う。
- ・ベッドから車イスへの移動の仕方、パジャマの着せ方やシーツの交換方法など、介護者が腰を痛めないコツを習う。
- ・介護についての勉強会の開催。



6 啓発・広報活動

ア. 地域ごとの福祉だよりの発行

1回につき 1,000 円

参考
例

- ・町内会報等を発行し、情報の伝達や安否確認にもつなげる。

7 ボランティア活動

ア. 地域での景観づくり活動

年間一律 5,000 円

参考
例

- ・町内会行事等で、一斉掃除、草刈、塗装、河川の環境整備などに出きる事で要援護者に参加をしてもらう。
- ※町からの「まちづくり推進助成金」の補助金を受けて活動している場合は、お問い合わせ下さい。



各活動につき予算の範囲内において町内会等に助成いたします。

要援護者の対象となる方々

- (1) ひとり暮らしの高齢者
- (2) 高齢者のみの世帯の方
- (3) ひとり暮らしの障がい者
- (4) 障がい者のみの世帯の方
- (5) 高齢者と障がい者のみの世帯の方
- (6) 上記以外で、民生委員・児童委員が要援護者と認めた方

※ここで記載されている高齢者とは65歳以上の方です。



申し込み手順



- ・5月の中旬ころまでに「地域要援護者支え合い事業計画書」に必要事項を記入して、社会福祉協議会に提出していただきます。
- ・2月の中旬ころまでに「地域要援護者支え合い事業実績報告書」を提出していただきます。

- ・差額を精算いたします。

※途中、活動見込み状況を確認させていただく場合があります。

注意事項！

- ※1. この事業は町内会等の団体単位での取り組みとなっております。
- ※2. 同日に開催する項目が重複した場合、どちらか一方を申請して下さい。
- ※3. 実績報告の際、名簿提出必須。(実働人数明記)
…提出名簿については、取扱いに十分注意致します。
- ※4. この事業は、運営主体が七飯町社会福祉協議会、実施主体が七飯町で行っております。



問合せ先

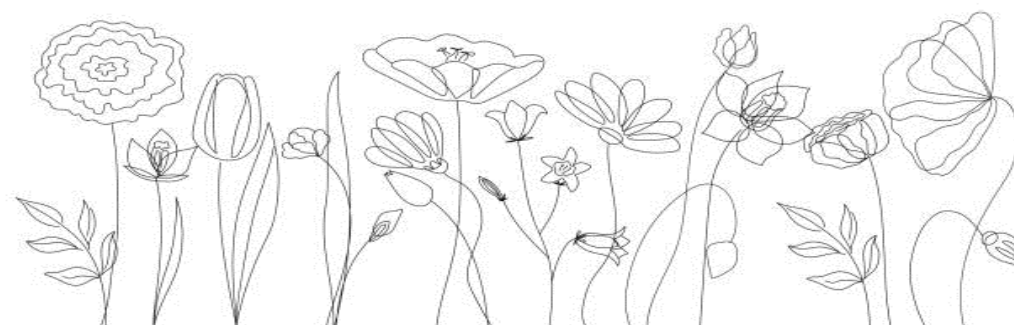
社会福祉法人 七飯町社会福祉協議会
〒041-1111 七飯町本町 4-8-1 TEL 65-2067
5-4-8(新住所)R7.10.14～

担当者が説明にお伺いしますので、お気軽にお問い合わせください。
ご連絡お待ちしております。

令和7年度 (2025年度)

地域要援護者 支え合い事業

住み慣れた町で、安心して暮らせるように、
孤独死や閉じこもりを予防するために、
みなさんの町内会等で取り組んでみませんか？



社会福祉法人 七飯町社会福祉協議会

